

本校での学習・学校生活への配慮と支援について

1. 本校での学習・学校生活への支援について

通信制の本校にはさまざまな生徒が在籍しています。学びやすい環境を整えるためにあらかじめ全校的に取り組んでいる配慮内容があります。また個々の生徒に合わせて個別に実施する配慮や支援もあります。この場合でも「〇〇という理由なので△△」といった一律の対応ではなく、相談の場で生徒の状況をお知らせいただいたうえで、学校としてできる内容を検討して支援や配慮を実施していきます。

【全校的な配慮の例】

- ・レポートやテストなどにふりがなをつける
- ・スクーリングでは座席を自由に選べる など

【個別の配慮・支援の例】

- ・個別の学習日程の作成支援
- ・拡大印刷したレポートやテストの提供
- ・学習支援用 ICT 機器の使用
- ・テストの別室受験、時間延長 など

○これまでに多くの配慮や支援の提供実績があります。不安がある場合はまずお問い合わせください。

2. 本校の教育相談体制について

本校には多くの相談窓口があります。ぜひ活用してください。

①担任

まずどんな小さいことでも、不安なことや困ったことがあれば担任に相談してください。
内容によっては専門人材などと連携して対応します。

②教科・科目担当

レポートの学習内容でわからないことがあれば、遠慮せず質問・相談してください。

③保健室

からだのこと、こころのこと、担任には相談しにくいことなどにも対応します。
学校医による健康相談も実施しています。

④相談室

本校には相談室が2つ設置されています。今年度はうち一つを開放し、教員が常駐して談話や相談の場とすることを予定しています。

⑤ 専門人材

・ スクールカウンセラー（SC）

おおむね月2回来校しています。

“こころ”のこと、学習のことについての相談に対応しています。

・ スクールソーシャルワーカー（SSW）

おおむね月3回来校しています。

生活のこと、福祉のことについての相談に対応しています。

・ キャリアコーディネーター（CC）

進路、とくに就労についての相談に対応しています。

⑥ 居場所支援事業（ももカフェ）

NPO法人が実施する居場所支援事業「ももカフェ」を実施します。教員と違う立場のスタッフと対話や相談ができる場です。

3. 個別の教育支援計画の作成について

さまざまな配慮や支援を校内で実施していく際に、全校的な体制のもとで進めるために個別の教育支援計画を作成しています。とくに「合理的配慮」を要望する場合は必ず作成します。

<作成の流れ>

① 高校生活支援カード／相談で要望をお知らせください

学習や学校生活を進めるうえで不安なことや支援や配慮が必要なことがありましたら、まずご相談ください。SC面談の要望もありましたらあわせてご相談ください。

↓

② 面談

現在の状況や困っていること、不安なことをお聞きします。同時に学習や学校生活の進め方について説明します。

↓

③ 個別の教育支援計画の作成

要望がありましたら、担任・特別支援委員会・専門人材などで協議、検討の上で個別の教育支援計画を作成し、本人および保護者・支援者と確認の上で、校内で共有します。

↓

④ 実施・評価

決定した配慮・支援の内容は校内で統一した内容になるように実施をしていきます。

年度の終わりには実施の結果をふりかえります。次年度にも引き継ぎます。

○個別の教育支援計画は、入学後しばらく様子を見たうえで必要と感じた段階で作成を希望することもできます。

不安なことや困ったことがあれば、遠慮せずに相談してください。